

## 高知県知事

尾崎 正直 様

2011年9月9日

## 高知県労働組合連合会

執行委員長 西山 潤

### 雇用の確保、入札制度の見直し、公契約の制定に関する申し入れ

リーマンショックから回復しかけた日本経済は、東日本大震災、円高により再び厳しい局面に立たされ、雇用問題も深刻化しつつあります。

また、高知県は少子高齢化、人口減少による経済の縮小傾向に直面し、産業振興と雇用拡大により地域の底支えをすることが求められています。

更に、繰り返される指定管理の現場における事故は、低価格競争に一因があることは明らかであり、入札制度全般の改善が強く求められています。

つきましては、下記の事項を受け止めていただき、県行政に反映してくださるよう申し入れます。

なお、手短で結構ですので各要望項目に文書で回答をいただければ幸いです。

#### 記

#### (1)若者雇用等の抜本的改善策について

- ①若者雇用セミナー等において労働基本権にかかわる教育を行ってください。
- ②高知県労連等の労働団体、使用者団体、行政（地方自治体、労働局）共催の労働問題セミナーを開催してください。
- ③県が音頭を取り、個別労働問題を取り扱う県労働委員会、高知労働局、高知地方裁判所、労働団体、経営者団体の意見交換の場を設けてください。
- ④労働団体、経営者団体が発行する労働者の権利、労働組合、職場の労働環境改善に関するパンフレット等を行政機関の窓口に設置してください。  
また、県立の高等学校での配布や事業での活用を検討してください。  
特に、アルバイトをする学生向けの簡易なリーフレットの作成、講習の開催を検討してください。
- ⑤高知労働局に働きかけ、ハローワーク若者相談コーナーと併設でジョブカフェを須崎市、安芸市にも設置することを検討してください。  
定期的にモニタリングを行い、若者の気持ちに沿った内容となるよう相談内容や体制の改善を図ってください。
- ⑥また、安芸、須崎、四万十市の各ハローワーク管内での合同面接会の開催などを積極的に

進めてください。

また、それらの管内の労働者が、高知市内の事業所の面接を受ける場合、交通費、宿泊費の補助を行うことを検討してください。

県内企業の事業内容や魅力、仕事の内容を紹介するパンフレットを作成し、ハローワークや高校で活用することを検討してください。

⑦安心して求職活動ができるよう、労働局等と連携して国の第2のセーフティネット（住宅手当、総合支援金貸付、訓練・生活支援金給付、つなぎ資金貸し付け等）の制度紹介を徹底し、活用を促進してください。

⑧県として非正規労働から正規労働へ切り替えるよう経営者団体の理解を得るよう働きかけを行うこと。

そのために国のトライアル雇用等の制度活用を労働局と協力して進め、また、企業独自の非正規から正規への登用制度の確立を促してください。

⑨各自治体に労働行政担当係を設置するよう援助するとともに、県と市町村の労働行政担当者、県教委、労働局、経営者団体の合同会議の定期的な開催など連携強化をはかってください。

⑩高卒未就業者を含む「3年以内既卒者」対策の強化とフォローアップを県、県教委、市、労働局と現場の針路担当者が共同して行う体制を整備してください。

## **(2)高年齢雇用の改善策について**

①高齢者、失業者などを結集し自主的に雇用創出を行っている、社会的企業の積極的活用を図ってください。

②雇用確保が大変な中高年齢者に対して厚労省が認めた高安法5条、40条の「その他関係者」としての高知県高齢者雇用福祉事業団・(企)高知中高年享業団・NPO こうち高齢者福祉事業団・(財)ソーシャルサービス協会高知事業所等の非営利で自主的に中高年の就労促進を行っている団体に対し随意契約で仕事を発注してください。

③緊急雇用創出事業として自治体として必要な事業に関しては、自治体の独自事業として2012年度以降も実施してください。

④仕事発注に当たっては、総務省見解でも自治体の裁量権をもって可能としている地方自治法施行令167条の2第1項2号を活用して随意契約で発注してください。

⑤県発注で高齢者・身障者など就労困難者に適した仕事に関しては総合評価方式による入札方式を検討し優先して発注する仕組みを作ってください。

## **(3)働く場の確保について**

①「ふるさと雇用再生特別基金事業」（ふるさと事業）、「緊急雇用創出臨時特例基金事業」（緊急雇用事業）を2012年以降も充実して継続するよう国に働きかけてください。

②両事業の雇用創出状況を若者、中高年別に明らかにしてください。

そこではたらく労働者の労働条件が適切な水準になるよう実態把握を行い、事業者への指導、入札制度の改善などを行ってください。

③ふるさと事業については、実施期間後も事業と雇用の継続が図られるよう指導・援助を強めてください。

緊急雇用事業については、被雇用者に対する相談、助言を親身に行い、ハローワークとの連携を密にし、安定的な雇用に結びつくようにしてください。

④各事業においては若者雇用、高齢者雇用などの政策意図を明確にし、それぞれの雇用に優先的に確保してください。

仕事の発注に際しては、事前に時期、内容を公表し、事業の趣旨に沿った受注につながるようにしてください。

⑤農林水産業分野の雇用促進に努めてください。

新規就農研修支援事業、新規漁業就業者支援事業の活用を推進するとともに、林業分野での就業支援事業の検討を行ってください。

県教委と連携して高校生を対象とした体験セミナー等の開催を行ってください。

⑥労働局と連携し、「緊急人材育成支援事業」なども活用し、介護部門への就労を進めてください。

そのために県の介護保険事業計画（第5期の計画へ向け）を見直し、施設整備への補助を行い、サービス基盤の拡充を通じて雇用の場を増やしてください。それに沿って各市町村にも雇用確保の視点からも介護保険事業計画の見直し拡充を働きかけてください。

介護職場の処遇を改善し、人材の定着と雇用増を図るために、介護報酬（来年度改定）の適切な改定を国に働きかけてください。

⑦産業振興計画の推進に当たっては、良質な雇用に創造する視点も重視して進めてください。

#### **(4)官製ワーキングプアをなくすための施策について**

##### **1)自治体職場における非正規雇用の改善について**

各自治体と協議して以下の措置を講じてください。

①自治体職場における非正規職員の全県下的な実態調査を行ってください。

その上で、官製ワーキングプアをなくすため、正規職員との賃金、労働条件の均等待遇実現へ向けた実施計画を策定してください。

②非正規職員の労働保険、各種社会保険への全員加入を直ちに行ってください。

特に、雇用保険への加入手続きの漏れがないようにしてください。

③非正規職員の正規職員への転換措置を法的問題含め検討し、整理してください。

##### **2)公共事業関連で働く労働者に適正な賃金、労働条件を確保するための入札制度の改善、公契約条例の制定について**

各自治体と協議して以下の措置を講じてください。

①総合評価方式の導入・実施を進めるため、マニュアルの作成等を行ってください。

技術力だけではなく、労働法規を初め各種の法令遵守、労働条件の維持・向上、若者や高齢者の雇用確保、地域貢献度（雇用の安定確保、地元資材調達など）を評価基準に盛り込んでください。

②最低制限価格の設定、低入札制度の導入などで公共工事でのダンピング受注を防止して

ください。また、それを労働者の賃金改善につなげるため、実態把握を進め、改善指導を行ってください。それを可能にする契約内容の改善を行ってください。

この措置を印刷関係など公共調達全体に拡大してください。

③受注業者（その下請け等を含む）に積算の労務費単価を示し、適正賃金の基準として取り扱うよう文書で示してください。

労働者の賃金、労働条件、労働諸法の遵守状況、各種保険、建設業退職金共済制度への加入状況の報告を文書で求めることができるよう契約内容の改善を行ってください。

④落札業者による再委託（まる投げ）を防止するための措置を厳に取ってください。

⑤入札の結果、受注業者が変更になった場合にも、労働者の雇用や賃金が脅かされないよう業者に努力義務を課せるよう契約内容の改善を行ってください。

⑥指定管理の業務の質や安全性が担保できるよう契約内容の改善を行ってください。

⑦公契約を統括する担当部署を設けてください。

⑧ILO94条約（公契約における労働条項に関する条約）の趣旨にもとづき、公的関連事業で働く労働者の公正な賃金・労働条件の確保のために、賃金等確保条例（公契約条例）を制定してください。

**(5)雇用の破壊につながるTPP(環太平洋経済連携協定)参加に反対してください。**

以 上